

上牧町指定暑熱避難施設募集要項

1 趣旨

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）とは、熱中症による人の健康に係る重大な被害の発生を防止するため、町が指定した施設で、「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときに、一般に開放し、暑さをしのぐ場所のことをいいます。

公共施設、民間施設を問わず、地域であらかじめ避難場所を確保し、町民の熱中症リスクを低減させることが目的です。

町では、町内の公共施設の一部をクーリングシェルターとして指定すると同時に、町と共に熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

2 指定要件

- (1) 開館または営業時間中は、避難者が自由に出入りが可能であること。
- (2) 冷房設備は、適切に維持管理及び稼働すること。設定温度は、避難者が快適に過ごせる温度とすること。
- (3) 受け入れ可能人数に応じて、一人あたりの空間を適切に確保するとともに、休息できる椅子・ソファ等を配置すること。（原則3名程度以上）
- (4) 避難者にクーリングシェルターであることがわかるように、のぼりやステッカーなどを掲示できること。
- (5) 熱中症特別警戒情報発表時は、公表している日時において必ず開放できること。
- (6) 町からクーリングシェルターの指定を受けるにあたり同意できること。

3 確認事項

- (1) クーリングシェルターとして適当と認められる場合は、町と協定を締結していただきます。
- (2) クーリングシェルターの指定施設は、町ホームページ等で公表します。
- (3) 休憩に訪れた方の対応は、各施設でお願いします。
- (4) 環境省が発表する熱中症予防情報について積極的に取得し、把握に努めてください。
- (5) 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、町が不適当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない、また指定を取り消す場合があります。
- (6) 冷房設備の電気代等、クーリングシェルターの開放に当たって必要な経費は各施設でのご負担となります。

(7) クーリングシェルターの利用者が施設に損害を与えた場合であっても町は損害賠償の責任を負いません。

4 募集期間

令和6年6月28日(金)まで

※募集期間終了後も応募は随時受付します。

5 応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法によって提出してください。

639-0293 北葛城郡上牧町大字上牧3350番地

上牧町役場 総務部 総務課 安心安全係

TEL 0745-76-1001

FAX 0745-76-1002

E-mail soumu@town.kanmaki.lg.jp

6 応募後の流れ

令和6年6月下旬 応募者の調整、協定書締結

6月下旬以降 運用開始。クーリングシェルターの公表(町ウェブサイト等)

7 運用期間

熱中症特別警戒情報期間(※)とし、奈良県に熱中症特別警戒情報が発表された時とします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

(※) 熱中症特別警戒情報運用期間 …… 全国的に暑さ指数を予測し、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、環境省が定める熱中症特別警戒情報が発表される期間(毎年4月下旬から10月下旬)

(令和6年度 : 協定締結日から令和6年10月23日(水))

8 その他

応募状況等により町から指定されない場合があります。